

保 護 者 様

五泉市立川東小学校長

感染症による出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。

なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

| | 学校感染症 | 出席停止のめやす |
|-----|---|---|
| 第一種 | 感染症名 | 治癒するまで |
| 第二種 | 1 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| | 2 麻疹 | 熱が下がって 3 日を経過するまで |
| | 3 流行性耳下腺炎 | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで |
| | 4 風疹 | 発疹が消えるまで |
| | 5 水痘 | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| | 6 咽頭結膜熱 | 主な症状がなくなって 2 日を経過するまで |
| | 7 結核 | 症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで |
| | 8 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |
| 第三種 | 9 流行性角結膜炎 | 症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで |
| | 10 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・ | |

主治医様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名 さん

| | |
|--|----------|
| 診 断 名 () | |
| ◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。 | |
| 初 診 日 | 令和 年 月 日 |
| 登校しても良いと認められる日 | 令和 年 月 日 |
| 令和 年 月 日 医 療 機 関 名 | |

＜参考＞ 学校において予防すべき感染症の分類

| | 出席停止の期間の基準 | 感 染 症 名 |
|-------------|---|--|
| 第 1 種 | 治癒するまで | <ul style="list-style-type: none"> ○ エボラ出血熱 ○ クリミア・コンゴ出血熱 ○ 痘そう ○ 南米出血熱 ○ ペスト ○ マールブルグ病 ○ ラッサ熱 ○ 急性灰白髄炎(ポリオ) ○ ジフテリア ○ 重症急性呼吸器症候群 (SARS) ○ 新型インフルエンザ ○ 中東呼吸器症候群 ○ 鳥インフルエンザ (H5N1) |
| 第 2 種 | <p>感染症別に基準があります。詳しくは登校許可証明書をご確認ください。</p> <p>注1: インフルエンザ (H5N1 を除く) 及び新型コロナウイルス感染症については、医療機関にいつから登校(園)が可能か確認し、保護者が「療養解除届」に必要事項を記入のうえ、学校へ提出してください。「登校許可証明書」の提出は必要ありません。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ インフルエンザ (H5N1 を除く) 注1 ○ 新型コロナウイルス感染症 注1 ○ 百日咳 ○ 麻疹 (はしか) ○ 流行性耳下腺炎 (おたふく風邪) ○ 風疹 (三日ばしか) ○ 水痘 (水ぼうそう) ○ 咽頭結膜熱 (プール熱) ○ 結核 |
| 第 3 種 | 症状に応じて医師が感染のおそれがないと判断するまで | <ul style="list-style-type: none"> ○ コレラ ○ 細菌性赤痢 ○ 腸管出血性大腸菌感染症 (O157) ○ 腸チフス ○ パラチフス ○ 流行性角結膜炎 (はやり目) ○ 急性出血性結膜炎 (アポロ病) ○ その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・手足口病 ・ウイルス性肝炎 ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ肺炎 ・流行性嘔吐下痢症 (感染性胃腸炎) 等 |

※ 学校保健安全法施行規則第18条、第19条より